

令和８年度 第１回八戸市青少年問題協議会会議記録

日 時：令和８年７月１日（水）午後２時

場 所：SG GROUP ホールはちのへ（八戸市公民館）２階会議室

出席者：委員 11 名

小橋委員、田中委員、坂本委員、権代委員、吉岡委員、高橋委員、田邊委員、
田名部委員、平野委員、田村委員、亀田委員

幹事 1 名

大山幹事

事務局：10 名

石田副市長、柳谷教育指導課長、山田 GL、宮武副参事、柳町副参事、天間主事、
川村アドバイザー

会議内容：以下のとおり

1 開会

○司会（山田 GL）

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日机上に配付しております資料の確認をさせていただきます。

席図、次第、委員名簿、資料 1 令和 8 年度青少年健全育成の活動提言、資料 2 令和 8 年度青少年対策関係事業、資料 3 八戸市における社会環境浄化のための一斉調査結果、資料 4 令和 8 年度青少年だより、その他参考資料として地方青少年問題協議会法、八戸市青少年問題協議会条例、八戸市青少年問題協議会運営規則、本日机上に配付しました委員名簿修正版、席図になります。

なお、本協議会の御案内では、同封の資料を御持参いただくことになっておりましたが、その後文言や体裁の変更がありましたので、本日は机上の資料をもとに御説明させていただくことを御了承ください。

それでは、ただ今から、令和 8 年度第 1 回八戸市青少年問題協議会を開会いたします。

なお、本日の協議会は、15 時 30 分頃の終了を予定しておりますので、御協力をお願いいたします。

2 委嘱状交付

○司会（山田 GL）

始めに、この度新たに委員及び幹事に御就任されました皆様に委嘱状の交付を行います。

八戸市青少年問題協議会条例第 2 条第 2 項及び八戸市青少年問題協議会運営規程第 6 条により委員及び幹事を委嘱します。お名前をお呼びいたしますので、その場に御起立いただき、石田副市長から委嘱状をお受け取りください。委嘱状をお受け取り後は、再度御着席ください。

石田副市長、お願いします。

（田中委員、権代委員、大山幹事への委嘱状交付）

委員・幹事の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

石田副市長はお席へお戻りください。

なお、本日、欠席の委員川口秀明様、森外勇一様以上の 2 名の皆様には、後日、委嘱状を送付い

たします。

以上で、八戸市青少年問題協議会の委嘱状交付式を終了いたします。

3 委員及び幹事の紹介

○司会（山田 GL）

それでは改めまして、本日御出席の委員及び幹事の皆様を御紹介いたします。お名前をお呼びいたしますので、その場にて、一旦御起立願います。その後、次の方のお名前が呼ばれたら御着席ください。

（出席委員・幹事の紹介）

4 教育委員会事務局の紹介

○司会（山田 GL）

続きまして、教育委員会事務局を紹介させていただきます。

（教育委員会事務局の紹介）

なお、本日の出席委員は 11 名で、委員数 17 名の過半数を超え、定足数を満たしておりますので、会議は成立することを御報告いたします。

5 市長あいさつ

○司会（山田 GL）

次に、八戸市長から御挨拶を申し上げます。

○市長挨拶代読（石田副市長）

改めまして、八戸市副市長の石田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日、市長は公務が重なっておりますので、代わりにメッセージを預かってまいりました。私から代読をさせていただきます。

令和 8 年度八戸市青少年問題協議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まずもって、皆様には、日頃より当市の教育行政に御支援、御指導を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本協議会は、主に青少年の指導、育成、保護などに関する総合的施策について審議するため、法令に基づきまして昭和 36 年に設置された市の附属機関であります。

これまで本協議会の皆様から御意見をいただきまして、活動提言にもあります、「地域の子どもたちを地域で育てる」という理念の下(もと)、青少年の健全育成に取り組んできたところでありますが、近年、地域とのつながりの希薄化に伴う子育て家庭の社会的孤立や家庭の経済状況の変化による子どもの貧困、児童虐待等が懸念されるほか、学校においては、いじめや不登校等の問題がますます複雑化・深刻化している状況にあります。

また、青少年のスマートフォン所持率の高まりに伴い、生活リズムの乱れが要因と考えられる学業不振、SNSトラブルに加え、青少年が犯罪に巻き込まれる事案も発生しているところであります。

このような中、将来の八戸を担う子どもたちを健やかに育み、生命(せいめい)や自然を大切にす
る心、善悪の判断ができる規範意識、倫理観、他人を思いやる優しさ、社会性などを育てることは、私たち大人の重要な責務であると考えております。

市といたしましては、引き続き、学校・家庭・地域・関係機関と連携して、青少年の健全育成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様には、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月1日、八戸市長 熊谷 雄一

代読でございました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

6 会長互選

○司会（山田 GL）

それでは、これより協議に移りますが、本協議会の会長・副会長でありました中村校長先生と堀合校長先生が令和7年度末の人事異動により、本会を辞任しておりますので、始めに会長を選出させていただきます。

八戸市青少年問題協議会運営規程第2条により、会長が決定するまでは市長が議長を務めることになっておりますので、石田副市長が代理で議長を務めます。

石田副市長、よろしくお願いいたします。

○石田副市長

本会の運営規程に基づき、暫時、議長を務めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

会長の選出につきましては、八戸市青少年問題協議会条例第3条第2項に基づき、委員の互選で選出されることになっております。どなたにお願いするかお諮りいたします。御意見はありませんか。

○吉岡委員

例年では、八戸市小学校長会からの校長先生に努めていただいているので、今回も八戸市小学校長会代表で来ておられる権代先生にお願いしたいと思います。

○石田副市長

ただいま、権代委員を推薦するという意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

○石田副市長

御異議なしと認めます。

それでは、会長は権代委員にお願いいたします。

会長が決まりましたので、議長の任を終わらせて頂きます。御協力、ありがとうございました。

○司会（山田 GL）

石田副市長は、公務の都合により、ここで退席させていただきます。

会長は、権代委員となりましたので、よろしくお願いいたします。

権代委員は、会長席に御移動をお願いいたします。

7 副会長選出

○司会（山田 GL）

それでは、八戸市青少年問題協議会を再開いたします。権代会長、お願いいたします。

○権代会長

先ほど会長に選出されました、権代でございます。よろしくお願いします。

議案に入る前に、八戸市青少年問題協議会条例第3条3項に基づきまして、副会長を指名させていただきます。

私としては、本日は欠席されておりますが、八戸市中学校長会の森外勇一委員に、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

○委員

異議なし。

○権代会長

それでは、副会長を森外委員にお願いしたいと思います。

8 資料に係る協議

○権代会長

次に、本日の案件に入ります。

まず、資料1の「令和8年度青少年健全育成の活動提言」と「その他の資料」について、事務局から説明をお願いします。

○柳谷課長

それでは、「資料1」の「令和8年度青少年健全育成の活動提言」について、御説明いたします。
1ページを御覧ください。

この活動提言は、本年2月の令和7年度第2回八戸市青少年問題協議会で承認をいただいたもので、活動提言を『『地域の子どもたちを地域で育てる』という視点による連携強化』としています。青少年の健全育成の基本方針といたしましては、関係機関、団体間等において連携を図り、青少年の自主性や創造性を伸ばすために必要な諸条件を整備し、青少年自身による自主的かつ健全な活動を支援していくことに努めることとしています。

その目標として、「1 明るく健全な家庭づくり」、「2 青少年の社会参加」、「3 青少年のためにより良い環境づくり」を掲げて施策を推進いたします。

次に「趣旨」ですが、現代は、青少年を取り巻く社会環境が急速に変化していることから、青少年をめぐる問題も様々な形となって現れています。こうした中で、青少年が被害者となる虐待問題や凶悪事件の増加、学校における生徒指導上の諸課題、インターネット利用に伴うトラブル、薬物乱用問題等、青少年をめぐる問題は深刻な状況になっています。当市においても、インターネットやSNSによる誹謗中傷や個人情報の流出、子育てや社会の先行きに対する不安感の増大と虐待相談の増加の懸念、子どもたちの安全が脅かされる自然災害や事案の発生、いじめや不登校等の生徒指導上の課題、性の逸脱行動の懸念等がみられ、喫緊の課題となっております。

これらの背景には、社会環境の変化とともに、家庭の教育機能や地域社会の青少年育成機能の低下、学校教育の課題など、様々な要因が複雑に絡み合っております。そのため、学校のみ責任ととらず、社会全体で「次代を担う青少年の育成は、社会全体の責務である」という認識に立った取組みが必要であります。

2ページをお開きください。

本提言を推進する活動団体は、資料記載の団体となり、期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

次に「提言内容」を御覧ください。

5つの提言内容がありますが、まず1つ目は、1「さわやか 八戸 あいさつ運動」の展開についてです。この運動を始めて、今年で27年目になりますが、各学校をはじめ市内のいたるところで、あいさつ運動が行われています。また、あいさつ運動を広くとらえ、返事をきちんとする運動、ゴミ拾い運動が付け加えられ、あいさつを通して思いやりの心を育てると共に、最低限のしつけを身に付けさせることをねらいとして、各学校において取組が展開されています。

続いて3ページを御覧ください。

2つ目は、青少年の健全育成の基盤となる「地域コミュニティ」の形成です。家庭や地域を巻き込んだ社会体験学習や、青少年のボランティア活動などで成果を上げています。今後は、さらに「地域コミュニティ」が大切になってくると考えられます。問題行動や家庭問題の予防や子どもたちの安全確保を図るためにも、地域にある様々な団体のネットワーク化をより強固なものにしていくとともに、「地域コミュニティ」の形成を促進し、子どもたちの健やかな育成を地域全体で進める必要があります。

3つ目の健全な家庭づくりへの支援では、市の機関や各種団体、教育委員会が福祉や相談・交流などの情報を提供・支援し、健全な家庭づくりを目指す取組みを推進するものです。各学校へは、悩みを抱える保護者が相談しやすい関係づくりと、家庭内の教育力を高めるための取組をお願いしているところであります。

4つ目の体験活動の推進では、子どもたちが、主体的に休日の過ごし方を選択できるよう啓発するもので、環境学習などの自然体験活動のほか、工夫した取組が多く見られる児童科学館、博物館、是川縄文館などの各施設の活用を図ることとしています。

4ページを御覧ください。

5つ目の今日的な課題への適切な対応では、生き方に関する指導、家庭支援や虐待防止、万引やインターネットトラブル、子どもたちの安全確保、いじめ問題解決の取組、社会環境改善を図る取組の充実を図ることとしています。「令和8年度青少年健全育成の活動提言」については、以上です。

続きまして、「資料2」を御覧ください。

資料2は、「令和8年度青少年対策関係事業」についての資料になります。青少年対策に関連する事業の一覧としてまとめたものになりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、「資料3」を御覧ください。

資料3は、「八戸市における社会環境浄化のための県内一斉調査結果」についての資料になります。青森県青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全育成を阻害する社会環境の浄化を図るため、毎年、県内一斉調査を実施しており、当市における調査結果の推移、現状をまとめたものです。

5の調査結果についてですが、(1)の有害図書類等収納自動販売機の台数は、平成30年以降は、ほぼ横ばいで推移しております。

2ページを御覧ください。

(2)のビデオやDVDの自動貸出機は、現在、県内には設置されておりません。(3)の有害図書類を取扱う一般書籍販売店は令和7年度八戸市では9店舗ありました。(4)のスーパー・コンビニエンスストア等の店舗数については、ほぼ横ばいで推移しております。

3ページを御覧ください。

(5)のDVD等の販売店等及び(6)のコンピュータソフト販売店は、減少傾向にあり、DVD等の販売店等においては、全ての店舗で青少年に対する配慮がされておりました。(7)の個室カラオケ営

業店は、ほぼ横ばい状態で推移しております。

以上の販売店や営業店に対しては、引き続き青少年に対する配慮を求めることといたします。

次に、「資料4」を御覧ください。

資料4は、巡回指導と少年相談の状況をまとめた「令和8年度青少年だより」になります。1ページをお開きください。

はじめに、第1の「令和7年度中における巡回指導の実施状況等について」を御覧ください。

巡回指導の実施主体は、地区青少年生活指導協議会、市立小・中学校PTA等の方々と構成される70名の八戸市少年指導員の皆様が、巡回指導に当たっております。実施時間については、児童生徒の下校・帰宅・塾帰りの時間帯である14時から22時を中心に実施していただき、実施場所についても、少年指導員の居住地域の小・中学校の学区及びその周辺とし、少年指導員の方が柔軟に対応できるように個別に開始時刻や巡回場所を決められるようにしています。

「2 巡回指導実施結果」についてですが、令和7年度中に、少年指導員の方から指導や声掛けされた少年は、6,519人でした。

2ページを御覧ください。

巡回指導の実施結果を学識別に分析したのになります。グラフのとおり、小学生が4,257人と最も多く声掛けされており、次いで中学生・高校生の順番という結果でした。巡回指導の実施結果を行為別に分析した結果ですが、行為別では、「挨拶含む声掛け」を受けた少年が最も多く6,340人、次いで「自転車マナー指導」「その他」の順でございました。

「3 今後の活動」につきましては、各地域で活動されている少年指導員の皆様の活動日誌を見ますと、巡回時の道路遊びの注意指導や自転車マナーの指導など、意欲的に巡回に取り組んでいる様子が伺えます。なかには、巡回を通して、児童生徒と交流を図っている少年指導員の方もおられるなど、「子どもを見守る大人の目」が各地で育まれている状況です。

次に、3ページから始まる「令和7年度中における少年相談の受理状況等について」を御覧ください。少年相談の受理体制については、1に記載のとおりとなっております。

続きまして、「第2 令和7年度中における少年相談受理状況等」の(1)少年相談受理状況についてですが、市教育委員会教育指導課内にある少年相談センターが受理した少年相談の件数は、前年比6件減の55件、相談方法の内訳は、来所での相談が12件、電話での相談が43件となっております。

4ページを御覧ください。

「(2)受理した相談の分析」についてですが、学識別に見ますと、小学生を対象とする相談の受理件数は22件、中学生を対象とする相談の受理件数は24件、高校生を対象とする相談の件数は8件、その他が1件となっております。

内容別では、「学業・職場問題」に関する相談が38件、「家庭問題」に関する相談が15件、「非行問題」に関する相談は2件、「健康問題」に関する相談は2件となっております。最も多かった相談は、「学業・職場問題」の「その他」に関するもので、14件でした。学識別では、小学生対象が7件、中学生対象が3件、高校生対象が4件となっております。次いで、「学業・職場問題」の「いじめ」に関するものは、7件の相談がありました。

5ページを御覧ください。

今後の対応につきましては、令和7年度に少年相談センターで受けた相談のうち、「その他」に分類される相談が増加しましたが、これは相談内容が多岐に渡っていることを示しています。その原

因と考えられるのが教職員の初期対応です。教職員がもっと、子どもや保護者の気持ちを聞き取り、事案発生後に関係する家庭に対してきめ細やかに報告や連絡を行う事で学校対応に対する不安感を軽減することができると考えております。

以上で、「令和8年度青少年健全育成の活動提言」、「その他の資料」について説明を終わります。

○権代会長

事務局からの丁寧な御説明、ありがとうございました。ただいま、資料1「令和8年度青少年健全育成の活動提言」、資料2「青少年対策関係事業」、そして資料3「八戸市の青少年を取り巻く現状と課題」について説明をいただきました。不明な点など御質問はございませんか。

○委員

質問なし。

○権代会長

御質問がないようですので、案件を終了いたしまして、情報交換に移ります。

9 テーマに沿った情報交換

○権代会長

昨年度の第2回から、本協議会ではテーマを決めて話し合いを行っていると同っております。御案内にもありましたとおり、今回のテーマは「昨今の青少年の言動で気になっていること」となっております。最初にテーマに沿った御意見を伺った後、希望される方々からテーマ以外の話題や各所属団体の活動報告などをしていただく時間をとりたいと思います。まず、最初に、テーマについて御意見をいただきたいと思います。事前に提供資料を御準備いただきましたスポーツ協会の田名部和彦委員より話し合いの口火を切っていただきたいと思います。田名部委員、よろしくお願いいたします。

○田名部委員

スポーツ協会の田名部です。自転車の乗車時のヘルメットの着用についてですが、活動提言にもあるように交通安全の推進は大きなテーマです。皆さんも御存知のようにヘルメットを被らないで事故に遭い、亡くなっていると事案が多いという報告があります。道交法ではヘルメット着用を努力義務としています。私の家もある高校の通学路に位置しています。自転車通学が許可されていない小学生、中学生が放課後に自転車で遊ぶ際は比較的ヘルメットを被っているというイメージを持っていますが、高校生の登校、下校時には殆どヘルメット被っていません。向陵高校の生徒は寄付されたヘルメットを着用し、ヘルメット着用推進の運動をしていると同っておりますが、殆どの高校生はヘルメットを被っていないというのが状況だと思えます。

また、上の学年になるほど交通ルールを守っていない様子も見られます。一時停止の標識があっても止まらずそのまま走り抜けるというような行為が多いと感じています。地域の駐在さんと話す機会もあるのですが、高校生においては髪型が崩れる、恰好が悪いなどの理由で指導が難しいと聞いております。私もホームセンターなどでヘルメットの値段を見ると、安いもので4,000円くらいします。そのような理由で高校生におけるヘルメットの着用がまだまだ進んでいないなと思えます。

そうことから、財政面の負担もありますが子どもの命を守るために、市の教育委員会や三

八地区の高校の生徒指導部会でヘルメットを買ってあげてほしいと思っています。お金がかかることなので、行政だけではどうにもならないかもしれませんが、検討していただきたいなと思っています。

○権代会長

この意見について事務局からありますか。

○柳谷課長

ヘルメットの着用ということは子どもの命を守るという観点から、とても大事なことだと考えています。私も高校生の着用については殆ど被っていないと思っています。できれば被ってほしいと思うのですが、八戸市教育委員会は小・中学校への指導が業務になっております。高校は指導対象外ですが、教育指導課員が高校の生徒指導部会等に参加する機会を捉えて「交通ルールを守る」「ヘルメットを被る」ということについて話題提供を行い、各校で取り組んでもらえるように働きかけていきたいと思っています。

また、最近中学生であつてもスマートフォンを操作しながら自転車を運転している場面を見かけます。教育委員会の車に乗っていればその都度「危ないよ」と声掛けしていますが、いつもというわけにはいきませんので、この点については小・中学校の校長会及び生徒指導部会でも話題に挙げたり、どこの生徒か特定できる場合には、学校に情報提供して注意喚起したりしています。いずれにしても「子どもの命を守る」ということに関しては、今後も注意喚起、啓発を行ってまいりたいと思いますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

○権代会長

田名部委員ありがとうございました。今、自転車のヘルメットのことが出されましたが、それに関する内容でも構いませんし、その他の青少年の言動で気になる事でも構いませんので御意見がある方いらっしゃいませんか？

○委員

意見なし。

○権代会長

御意見がないようなので、申し訳ありませんが、指名させていただいても構いませんか？

田中委員、感じていることの発言をお願いします。

○田中委員

八戸青年会議所の田中と申します。よろしくお願いいたします。青少年の言動ということでは、市長挨拶にもありましたように SNS の普及により子ども達が自分の言葉で話す機会が減っているように感じます。これから子ども達が社会に出た時に人間関係が大きな問題になってくるとはならないかと思っています。人間関係の問題で自ら命を絶つ子も出ているという現状から、私自身また青年会議所としても本年は「自分の言葉で発することの大事さ」「自分で考えて、口に出し、伝え、伝わるようにする」を大事にしなければならないと考えています。現状の青少年の問題としてはこのように感じております。

○権代会長

ありがとうございました。他にございませんか？

私、小学校の校長という立場でお話しさせていただきます。私は3月まで青森市内の小学校で校長をしておりました。ある時6年生が集まる芸術鑑賞会があり、その場に出席した際、ずいぶん髪を染めている子どもが増えてきているなと感じました。今年度八戸市内に赴任し本校

でも、一人二人ではなく、髪を染めている子がたくさんいました。これは子どもが染めたいと思ってやっているのではなく、保護者の思いでやっている場合が多いです。身だしなみという点では、昔も気にしていたかもしれませんが、目立つ格好をさせたいという保護者が増えてきているのではないかと思います。中学校であれば、校則がありますので、それに沿って指導することができるので服装や髪型については制限されていくと思いますが、小学校はそのようなきまりがないので歯止めをかけられません。そのような事については保護者と連携しながら、その子に合った、子どもにふさわしい身なりとはどうあるべきかを考えていく必要があると考えています。

今は髪のことを言いましたが、その他に気になることはありませんでしょうか？

○田邊委員

新聞などでよく、闇バイトの問題などを見ますけれども、私たちの世代からするとインターネットの世界などはわからないことが多く、すごく怖い世界だなと感じています。子どもたちにもその怖さを教えたいと思います。

○権代会長

栃木県では、高校生がお年寄りを襲うというような SNS での闇バイトもありました。そういったことに関してや普段思っていることでもかまいませんので、御意見いただけたらと思います。

○坂本委員

PTA 連合会副会長坂本と申します。とても難しい質問かと思うのですが、髪型もそうですが、多様性を認めていきましょうという社会の中で対応していかなければならないと思います。

SNS 問題の話ですが、世界的に AI への投資が膨らんでいく中、社会としても SNS とか AI を使える人材を求めています。私も面接で「AI 使えますか？」と聞きます。これからは更にそれらを駆使できる社員の方が社会的に認められていくと思われませんが、そこには子ども達の成長を考える上で問題点も出てきます。単純に禁止はできませんが、ルールなどをきちんと定めていけないといけないと思います。SNS などは、子どもたちが使う時間はもともと増えていくことが予想されるし、その有効性もあることを前提として考えていかなければなりません。ですから、今度のディスカッションの議題では、どのような運用・ルールを定めて正しい使い方をしていくのかというところに着眼点を置かないといけないと思います。私たちが子どもの頃を基準にして考えてはいけないと思います。今の時代は正解を示すことが難しい社会になったのだなと、お話を聞きながら考えていました。

○権代会長

ありがとうございました。「あれもだめ、これもだめ」という風に禁止するだけでは解決にはならない。子どもたち・青少年が納得したきまりの中で、SNS をうまく活用していく技術を身につけていく必要があるのだなとお話を聞いて思いました。

○小橋委員

髪の話をしめすと、私は元来髪が茶色だったため先生に注意されていました。そういう立場からすると今はいい時代になったなと思います。生まれつき髪が赤いのと髪を染めるのとは何が違うのだろうかと思います。あと私が気を付けているのは、今いろいろな凶悪事件がありますが、警察の発表やマスコミの報道の影響でたくさん起きているように感じますが、実際はどうかと思っています。戦後殺人事件は減り続けています。これからは若い人たちの言動を理

解しなければならないと考えます。職場の20歳くらいの職員と話をする、若いのに人生の価値観ができあがっている者もいます。また、言葉に対する受け止め方も違います。例えば「こだわる」という言葉は、皆さんはいい意味で使うけれど、若者は「なんでそんなことにこだわっているの」と、悪い意味で使っています。このようなことから、「年配者は若者のことが分からない」「若者は年配者のことが分からない」ということを互いに認識した上で、話し合ってほしいと思っています。ですから、青少年の問題があつたら「若者の価値観ではどうなのか？」と考えるようにすることが大切だと思います。

○田村委員

田名部委員からお話が あつたキーワードで「啓発」という言葉がありましたが、そちらを幼稚園協会でもやっています。4つ要望を挙げたうちの3つ目に、スマホなどを親が幼稚園児に対して使わせないような啓発活動を、一緒にやっていきませんか。例えば、八戸市の場合は「本のまち八戸」というスローガンをもって、行政では小学生や生まれたばかりの子たちに本のクーポン券をあげるなど、目に見えるかたちでやっています。幼稚園の団体では八戸市が最初にスマホの使用について保護者に啓発しているので、幼稚園協会として今年度も市と協力しながら、親御さんと幼稚園児は、できればもうスマホを使わないというところに、気が付いてもらえるように活動を進めたいと考えています。

○亀田委員

ホームを営んでいる立場から、対応している児童が幼稚園、小学校から高校生まで幅広く、しかもセーフティーネットをすり抜けて一時保護されたり、児童養護施設から入居したりしている子どもたちを受け入れているという仕事柄、青少年の生の声を聴いているので皆さんのお話を聞いて様々な思いを抱いております。どの場面の話をしたらいいのか、やや混乱していますが、まず啓発という点では、最近一時保護を受けた小学1年生の子の事例ですが、その子は保育園の時からTicTocを母親とやっており「今度原宿に行ってTicToc上の有名な人に会った」と、親子ともども携帯を楽しんでいるという事がありました。子どもの成長過程から見ても、子どもの時期というものがなく、大人の生活を送っている子どもたちが多くいるという印象を持っています。啓発も大切ですが、海外ではすでに携帯電話の使用年齢をかなり狭めている状況にあるので、私としては条例などを八戸市から発信していけたらいいのかなと思っています。子どもの健全な成長を考えたときに、ある程度啓発以上のものがあってもいいのかもしれないですし、そのようなきまりの良さが全国的にどんどん広がってほしいと思っています。

次に、小橋委員からもお話があつたように、若い人たちの言動を理解する必要があることは、まさにその通りで、未成年の飲酒・喫煙、オーバードーズ、リストカットなどいろいろな問題行動をとる子どもたちの話を聞くと、大人との信頼関係を結べないとか、自分は誰からも見てもらっていないなど、孤独感を感じている子どもが多いです。また、この場で出されている教育指導は「スマホの使用を止める」と言うことですが、既に依存症になっている子の治療のことも考えると「止めなさい」というだけでは治療にはならない。どうしたら止められるのかを、本人と話し合いながら、考えてもらうことが大切なので、きまりをつくるだけではなく治療するという必要もあります。そのことをここで共有したいです。

○高橋委員

少年団体活動振興協議会の高橋です。私の団体は体験活動推進を主にやっています。少年

団、子供会、ガールスカウト・ボーイスカウト、そういう団体が一緒になって、子どもたちに体験活動の充実促進を目的に活動しています。近年はやはり子どもたちの参加が少ない。その根を見ていくと、様々な活動がバラエティに富んで世の中にあるため、保護者の洗濯の仕方によって、自然体験活動に参加する機会がないということもあるのだと思います。先ほどの頭髮の問題とか SNS の問題とかが出てきましたが、私が小学生の頃と世の中は変わっていて、日頃から子どもたちは「TicToc」とか「X」とかに触れられる機会があり「YouTube」などを見放題で見ている状況です。片や居酒屋で2〜3家族が22時23時まで、小学生あるいは幼稚園の子どもたちと一緒に飲食している様子を見かけます。提言の中の3番目にある「健全な家族経営支援」というのが、今はとても大切なのではないかと考えています。子どもを取り巻く環境を考えると、まず一つ目は家庭の在り方がいかに重要かということです。いわゆる家庭教育があって地域での教育、そして学校教育、全体を包括するのが社会教育だと思います。従って、家庭教育を我々諸団体が補完したり、地域コミュニティとして町内会が補完したりするのには限界があるのではないかと考えています。個々の家庭のいわゆる教育リテラシーがしっかりしていないと今後ますます大きな問題になるのではないかと、あるいは問題にならないにしても個々の家庭それぞれが勝手に生活を営み、社会とつながりのない環境を形成してしまうのではないかと、そのことが地域コミュニティの崩壊につながってくるだろうし、そのような子どもの周囲の環境に端を発して青少年の様々な問題が起きるのではないかと考えています。青少年の言動というよりも、我々は日々保護者・地域の方々と接していますが、大人の考え方なり言動に警鐘を鳴らしたいと思います。私が青少年のときと比べると世の中は平和です。私の少年時代は暴力事件など、多分一番ひどい時代を過ごしました。それに比べたら平和かなと思いますが、隠れている部分がすごく心配です。

○吉岡委員

青少年生活指導協議会の吉岡です。青少年の言動というテーマですが、青少年が云々というよりも、今の保護者というか社会・大人の考え方が微妙にかわってきているというのを感じています。立場上、地域住民の一人として中学校に見守り対応で顔を出すのですが、昔の生徒であれば普通に挨拶をするのですが、今は挨拶をする生徒がだんだん少なくなってきました。なぜかなと思って聞いたことがあるのですが「おじさんと私たちは別にあまり付き合いもないし」という感じでした。要は、自分のメリットになる人に対してはしっかりした態度、メリットのない人にはそんなに付き合わなくてもいいという見方をしている生徒がだんだん多くなってきました。毎年中学校に行っていますが、年々変わってきています。家庭環境では、親が子どもに対して気を使っている。腫れ物に触るように、なるべくもめ事を起こさないように子どもを一生懸命わがままに育てている。悪い意味ですごい子を育てているように思います。

人間関係で私が特に感じているのは SNS です。LINE もそうですが Facebook で「いいね」が今までは当たり前だったのが、「いいね」を押さないと「この人は私の仲間ではない」と判断され、親しい友達から普通の友達、あまり合わない友達とランク付けされて、だんだん疎外されていくのです。それだけではなく、子どもと同じ考えを持っている大人も増えてきています。団体の行動からずれていくと周囲の人から「あの人は仲間ではない」と判断されてしまう。つまり外されていく。外されることを子どもたちは一番怖いと思っています。経験したことがないからです。そういう価値判断が SNS で広まってくると、「この子とは友達にならなくていい」と判断されてしまった子は孤立し、孤立からいじめに変わっていく。そういう流れがだんだん

できてきているような気がします。子どもだけの問題ではない。大人が当たり前のように子どもと同じように行動している。特に町内活動を見ていると「この町内の、この活動に参加していないと仲間外れ」というような意識がとても強い。訳の分からない流れの仲間外れというものができてきている。知らないうちに大人がそのような雰囲気をつくっている。それを見ている子どもたちが同じようなことをしているのだろうなと思っています。ある意味、怖いです。

○平野委員

生徒さんの頭髮の件ですが、非常に多くなってきております。親が髪を染めていて、子どもも染めてあげて、「かわいいでしょ」と言っている。子どもが三人いれば三人とも。四人いれば四人とも様々な髪形で染めたり、一部を残して剃って結んだりするなど、様々な家庭があります。本当に増えてきているなと思います。先生方も気が付いていますし、注意したいのですが、今はちょっと注意すると変な方向にいつてしまいます。昔は保健の先生が肥満の子どもを「肥満気味ですよ」とか、会社では管理者の方が注意してくださっていましたが、今は注意がなされないことが多いように思います。

スマホの件ですが、大人から子どもまで、手から離さないですね。私たちの時代は漢字が分からなかったりすると辞書を引きました。私は今 80 近くになりますが、子どもの頃から使ってきた辞書で調べて「ああ、そうだったな」と納得するのが癖になっています。今の子どもや孫を見てもそうですが「何をそればかり見ているの？」と聞くと「宿題の分からないところを調べている」「遊んでいるわけではない」と答えます。大人も同じで、病院に行ってもどこに行っても新幹線でも隣近所の皆さんもそうです。ある時、東京まで新幹線に乗った時、修学旅行の団体と一緒にりましたが、ずいぶんと大人しい。私たちの時は、嬉しくて騒いでしまい周りのお客さんに迷惑をかけていました。今の生徒はスマホをいじっていて静かです。担任の先生も「いつもこうなんですよ」と言っていました。病院の待合室でもどこでもスマホをやっています。私としては、これからどういう時代に、どうなっていくのだろうと思います。私の孫のことですが、21 時過ぎ頃 LINE がきて、「は！これはやばい！」とすぐ切ったようですが、その後に変なものが流れてきて、先生からそのことで呼ばれたと言っていました。便利なものほどこわいものはないと思っている昨今です。私たち防犯指導隊は要請がかかればいろいろな場に出ていく団体ですので、これからも御活用ください。

○藤本幹事

皆さんがお話されていましたが、まずはヘルメットについてお話しします。私は交通課の者ではないので詳しい話はできませんが、努力義務ということですが、見かければ指導はします。今多いのが、自転車の青切符制度の違反です。自転車に乗っている時の違反で、携帯を使っているとか、飲酒運転とか、信号無視とか、一時停止などの違反です。16 歳以上は青切符を切りますよということが始まっています。指導の中では、ヘルメットはきちんと被りましょう、としています。小中学校はヘルメットの着用を推奨しているので、わりと着けているイメージがあります。自分の子どもは青森市の高校に通っていますが、入学式で先生が言ったことで衝撃だったのが、「ヘルメットは被っても被らなくてもどうでもいいです。任せます。」というスタンスでした。小中学校は自転車について厳しく指導しています。自転車教室を行って、それから乗るようにしていますが、高校は一切ノータッチ。事故を起こそうが違反をしようが、自分の責任というスタンスなので、高校生になったらマナーが悪くなる、ヘルメットを被らなくなるということが起きるのかなという気がしております。ですから、小中学生の頃か

ら学校や保護者なりが「自転車のルールをきちんと守りなさいよ」「これやっちゃだめ、あれやっちゃだめ」と教えることによって、そのことが高校でも大人になっても生かせるのではないかと感じております。教育委員会や学校での指導をしっかりとやっていただきたいというお願いです。

次にネットの使い方についてですが、学校では情報モラル教育を年何回かやることが決められているそうです。その中で情報モラル教育を学校の先生がやったり、我々警察に依頼したり、県や市の教育委員会の方に講師として招聘したりするなどして実施し、SNSの危険性について情報発信しています。きちんと聞いている子は学んだことを守るのですが、聞いていない子が犯罪に巻き込まれたり、犯罪を犯したりする事案が多々あります。今年、傷害事件で男子高校生一人を逮捕しました。中学生を殴ってけがをさせたというものでした。その理由が「動画を拡散させたから」という、SNSがらみの事案でした。拡散させたことが許せなかった。謝罪も何もないから殴ったというものでした。やはり今多いのがネット、SNSがらみのトラブル・事件が多くなっています。また、多いのがSNSで知り合った人に自分の顔の画像を送ったところ、その画像を拡散されなくなかったら、裸の画像を送れと脅されて送ってしまったとか、交際している男女が交際中に性交している動画を撮って、別れた後にその動画を拡散させられるリベンジポルノのようなもの、このようなことで警察に相談しに来るというケースも多々ありました。ですから、情報モラル教室でもよく話すのですが「裸の画像は撮らない、撮らせない」「一度ネット上に上がった画像動画などは一生消えることはない「デジタルタトゥー」になる」と言い聞かせています。そのような危険性があるということを教えています。

次に、学校のあいさつの関係です。学校の外で近所の人があいさつする「おはよう」「かわいいね」などのあいさつを受けた子は「知らない人に声をかけられた」「不審者に声をかけられた」と、すぐ不審者事案になります。「おはよう」だけならいいのですが「何歳?」「何年生?」「かわいいね」の文言は、不審者だと保護者や学校は子どもに指導しています。不審者に声をかけられたらすぐ教えるように指導しているので、見守りなどもやりづらい世の中にはなっています。ですから、声をかける人、見守りする人はきちんとベストを着たりワッペンを付けたたりして、見守り中だと分かるような服装をするように伝えています。我々警察も通報を受ければ話を聞きに行き、例えば防犯カメラを確認したり、近所からの聞き込みなどを行ったりして安全が確認できれば、声をかけられた子に「近所の人だから大丈夫だよ」と教えています。善意でやってくれている人や安全を確保してくれている人ではなく、本当に不審な声掛けをしている人もいますので、なかなか子どもたちから積極的に挨拶することが少なくなってきたのではないかと感じています。学校によっては近所の人に挨拶するように指導している学校もありますが、時代が変わったのかなという感じがしています。

また、昔は学校で先生に叱られると家でも叱られるという二重の怒られ方をされていましたが、今の親は自分の子どもを叱らない。学校で怒ったり叱ったりすると「なぜ先生が叱るのか!」とすぐ苦情をよこす。誰も叱らないことで子どもがわがままになるという悪循環になっていると思います。ですから、皆さんがおっしゃっている通り、家庭の権限が強いので親が子どもを指導できないと子どもがわがままになる、親が子育てに困ると警察に注意してほしいと泣きついてくる。依頼されると警察は注意をしますが「それは本来あなた（親）の仕事ですよ」「親がきちんと指導しなければならないことですよ」と伝えても、「叱り方がわからないから叱れない」と答える親もいます。子どもが親のお金を財布から勝手に盗んで使った時、親が

「警察に注意してほしい。」と依頼されることがあります。警察では「それは違います。親がやらなきゃダメでしょう」と伝えても親は「それができないからお願いしています」と言うことがたまにあります。叱られないで育った親たちが自分の子どもを叱ることができないから、子どもがわがままになり、人に叱ってもらう他力本願のようなことがあるのかな、という印象です。

そして、最近の情勢で言いますと、小学生による万引きが非常に増加しております。特にコンビニでの万引き。子どもたち同士でコンビニに行って集団で万引きを繰り返したという事案が、八戸市内の小学校でありました。学校側にお願いしたいのが、子どもたちだけでコンビニに行かせないとか、万引きが犯罪であるということをしっかり指導してもらいたいです。

また、公園での火遊びやゴミに火をつけて遊んだりしている事案が結構ありますので、指導していただきたいです。

○権代会長

皆様からいただいた貴重な意見は、今後の活動提言の作成や活動内容の見直しに生かしていきたいと思います。以上で、テーマに沿った情報交換を終了いたします。

10 情報交換②

○権代会長

次に、テーマにない話題や各所団体からの活動報告を伺います。挙手をお願いいたします。

○委員

挙手なし。

○権代会長

ないようですので、本来であれば最後に齋藤教育長から発言をお願いするところですが本日欠席ですので、ここで議事を終了といたします。進行を司会者に戻したいと思います。

11 閉会

○司会（山田 GL）

委員の皆様お疲れさまでございました。

以上をもちまして、令和8年度第1回八戸市青少年問題協議会を終了いたします。本日は御多用のところ、御出席いただきましてありがとうございました。